

JIS

電気・電子機器のプラスチック部品の 識別及び表示

JIS C 9912 : 2014

(AEHA/JEMA/JSA)

平成 26 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	岩本 佐利	一般社団法人日本電機工業会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	株式会社東芝
	大石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	長田 明彦	一般社団法人日本配線システム工業会
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	鈴木 篤	一般社団法人日本照明工業会
	住谷 淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	早田 敦	電気事業連合会
	田中 智	一般社団法人日本電機工業会
	中根 育朗	一般社団法人電池工業会
	原田 真昭	一般社団法人日本電線工業会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)
	山田 秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 19.5.20 改正：平成 26.2.20

官 報 公 示：平成 26.2.20

原 案 作 成 者：一般財団法人家電製品協会

(〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-7-1 霞が関東急ビル TEL 03-6741-5602)

一般社団法人日本電機工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 プラスチック再生材料の使用及びその割合の表示	3
4.1 識別方法	3
4.2 表示対象	3
4.3 表示方法	4
5 難燃剤なしの表示	4
5.1 識別方法	4
5.2 表示対象	4
5.3 表示方法	5
6 表示サイズ及び表示位置	5
6.1 表示サイズ	5
6.2 表示位置	6
6.3 表示位置の名称	6
附属書 A (参考) 電気・電子機器の表示位置例	8
附属書 B (参考) プラスチック再生材料の定義の補足	10
解 説	12

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人家電製品協会（AEHA）、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 9912:2007** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

電気・電子機器のプラスチック部品の識別及び表示

The marking for identification of plastic parts for electrical and electronic equipment

序文

この規格は、電気・電子機器に含まれるプラスチック材料に、プラスチック材料の履歴、特性などを示す識別マークを部品に明示することによって、リサイクルプラントでのプラスチック部品の手解体・分別作業の容易化及び効率化とともに、プラスチック再生材料の品質向上を図り、機器由来の資源循環を高度化することを目的に 2007 年に制定した。

その後、プラスチック再生材料の記号、含有率表示の規定等を新たに追加した **ISO 1043-1** が発行されたことから、規定内容の整合を確保するとともに識別及び表示の運用実態を踏まえ、現状に適した規格として内容を見直し、改正した。

1 適用範囲

この規格は、電気・電子機器のプラスチック部品（以下、プラスチック部品という。）の識別及びその表示方法について規定する。ただし、事務機器及び情報・通信機器は適用範囲から除く。

注記 適用範囲以外の機器について、この規定を適用することを妨げない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 6899-4 プラスチック—記号及び略語—第 4 部：難燃剤

JIS K 6900 プラスチック—用語

JIS K 6999 プラスチック—プラスチック製品の識別及び表示

JIS Q 14021 環境ラベル及び宣言—自己宣言による環境主張（タイプ II 環境ラベル表示）

ISO 1043-1, Plastics—Symbols and abbreviated terms—Part 1: Basic polymers and their special characteristics

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS K 6900** によるほか、次による。

3.1

プレコンシューマ材料

製造工程における廃棄物の流れから取り出された材料。ただし、その発生と同一工程で再利用できる加工不適合品、研磨不適合品、スクラップなどの再利用は除く。